

○議 事 日 程（第 1 号）

平成30年 9 月 7 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 委員会報告
- 日程第 5 承認第 8 号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第 6 承認第 9 号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第
2 号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第58号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第59号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第60号 関ヶ原町営土地改良事業の施行に関する条例の一部を改正する条例に
ついて
- 日程第10 議案第61号 関ヶ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例の全部改正につ
いて
- 日程第11 議案第62号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更につい
て
- 日程第12 議案第63号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第13 議案第64号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第
1 号）
- 日程第14 議案第65号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第15 議案第66号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第16 議案第67号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第17 報告第 4 号 平成29年度関ヶ原町の健全化判断比例及び資金不足比率の報告につい
て
- 日程第18 議案第68号 平成29年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第69号 平成29年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第20 議案第70号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算
の認定について
- 日程第21 議案第71号 平成29年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算
の認定について

- 日程第22 議案第72号 平成29年度関ヶ原町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第73号 平成29年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第74号 平成29年度関ヶ原町玉農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第75号 平成29年度関ヶ原町今須農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第76号 平成29年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 議案第77号 平成29年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定について
- 日程第28 請願第1号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願書について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	谷口輝男君	2番	室義光君
3番	子安健司君	4番	松井正樹君
5番	田中由紀子君	6番	中川武子君
7番	澤居久文君	8番	楠達男君
9番	川瀬方彦君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	柴田安寛君
教育長	中川敏之君	監理官兼 企画政策課長	吉田和司君
監理官兼 診療所事務局長	藤田栄博君	総務課長	澤頭義幸君
地域振興課長	高木久之郎君	会計管理者 兼税務課長	西村克郎君
住民課長	三宅芳浩君	健康増進課長	澤孝一君

産業建設課長 吉 森 明 博 君

水道環境課長 岩 田 英 明 君

教 育 課 長 兒 玉 勝 宏 君

西 消 防 署 長 奥 地 徹 也 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 山 田 勝

書 記 中 尾 浩 一

書 記 岡 村 加奈子

開会・開議の宣告

○議長（子安健司君） ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、平成30年第 3 回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（子安健司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9 番 川瀬方彦君、1 番 谷口輝男君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（子安健司君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 9 月20日までの14日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 9 月20日までの14日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（子安健司君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、平成30年 5 月分から 7 月分までの出納監査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。これについて質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第 4 委員会報告

○議長（子安健司君） 日程第 4、委員会報告を行います。

議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員長 松井正樹君。

○議会改革特別委員会委員長（松井正樹君） お許しをいただきましたので、議会改革特別委員会の報告をさせていただきます。

去る平成30年7月19日木曜日午前11時35分より、役場大会議室において8名の委員全員の出席により開催をいたしました。

職務のための出席者は、子安議長、山田議会事務局長、岡村書紀で、傍聴者はありませんでした。

それでは、会議結果の要旨を申し上げます。

本委員会で協議した事項は、議会機能の充実・強化、議会運営の効率化についての調査・検討であります。

委員会において、選挙後の議会運営委員会の定数及び構成について協議し、定数を4名とし、委員の構成は、副議長、常任委員会委員長2名、議長経験者1名とすることを全会一致で決定いたしました。その後、今後の本委員会で調査・研究すべき事項について委員より意見をいただき、9月7日、本日の議会本会議終了後に第4回議会改革特別委員会を開催することとし、終了いたしました。閉会は午後0時2分で行われました。

以上、簡単ですが、委員会報告とさせていただきます。報告漏れ等ございましたら、他の出席委員からの補足説明をお願いいたします。以上であります。

○議長（子安健司君） これで委員会報告を終わります。

日程第5 承認第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第5、承認第8号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承認第8号の専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

東保育園の壁の緊急修繕工事費、また不破関資料館のエアコンが故障し、夏休みシーズン前に対応する必要がございましたので、空調設備の工事費など482万6,000円を追加させていただき、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億6,656万2,000円とする平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）を平成30年7月19日に専決処分により決めましたので、ここに御報告申し上げます、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明をお願いします。

○総務課長（澤頭義幸君） 承認第8号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算にそれぞれ482万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億6,656万2,000円とし、専決処分を行ったものでございます。

まず、歳出のほうから御説明を申し上げます。

議案書の7ページをよろしく願いをいたします。

総務費、総務管理費の一般管理費及び財産管理費についてでございます。関連がございますので、あわせて御説明を申し上げます。

総務課づけの臨時職員の7月末の退職に伴いまして、職員の賃金及び社会保険料の8カ月分に当たる119万6,000円を減額し、用務員業務でございました庁舎内の清掃業務において、外部委託にて対応するため、同じく8カ月分の委託料でございますが、99万4,000円を追加するものでございます。御審議のほうをよろしく願いをいたします。

○住民課長（三宅芳浩君）　続きまして、同じく7ページでございます。

民生費の児童福祉費、児童福祉総務費の工事請負費でございます。旧関ヶ原幼稚園の2階で実施しております子育てコミュニティにおきましてエアコンが故障をいたしまして、すぐに電気業者に見てもらいましたが、型が相当古いということで、修繕は不可能ということでございました。ですが、ことしの猛暑では、エアコンがない状態ではとても実施できる状態ではないため、急遽大型のエアコンを探しましたところ、関ヶ原診療所に病院当時のエアコンが残っており、移設をすることによりましてコミュニティ会場でも使用可能とのことでしたので、その移設工事代14万6,000円を専決にて補正させていただいたものでございます。

続きまして、同じく児童福祉費の児童福祉施設費の工事請負費でございます。これにつきましては、6月18日に発生いたしました地震によりまして、東保育園の廊下の壁面の鉄骨の柱のところにクラックが多く入りまして、壁の表面材が剥がれて落下してくるおそれがありました。園児等の安全のため、早急に対応工事を施行する必要があるございまして、工事内容についていろいろ検討しましたが、クラックのある鉄骨柱の部分の壁面を鉄板で押さえ、廊下への落下を防ぐ工事であれば、保育園を使用しながらできる工事でありまして、工期面でも比較的早く完了するというので、その工事ということで、そのための工事代269万円を専決に補正させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○地域振興課長（高木久之郎君）　商工総務費、修繕費でございますが、当課管理の公用車が、大垣市内において飛び石にてフロントガラスに亀裂が入りました。その損傷の修繕費でございます。

○教育課長（兒玉勝宏君）　8ページをよろしく願いいたします。

教育費、中学校費、学校管理費の需用費のうち修繕料65万4,000円につきましては、関ヶ原中学校の北棟、給食室、パソコンルームなどがある建物になりますが、そちらのトイレにつきまして、こちらは男女ともになりますが、タイルが経年劣化によりまして浮き上がりが見つか

り、高所からの落下の危険もあることから、使用を休止し、緊急修繕を実施したものでございます。なお、タイルにつきましては、全て取り外しを行い、塗装塗りの壁に修正を行っております。

次に、社会教育費の不破関資料館費、工事請負費の145万5,000円につきましては、7月初め、施設のエアコンが故障し、入館者にも大変不自由な状況となることから、緊急の更新工事を行ったものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） それでは、歳入の関係を御説明させていただきます。

6ページをよろしくお願いいたします。

歳入につきましては、繰越金、前年度繰越金で474万3,000円を充当させていただきました。

また、諸収入の雑収入の雑入は、これは先ほど説明ありましたが、公用車のフロントガラス、これは保険で対応させていただきましたので、共済保険ということで8万3,000円を計上させていただいております。以上でございます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 7ページの東保育園の壁の修繕ということですが、これはやむを得ないというか、園児の安全のためにやるということは結構だと思うんですが、それに関して、その施設、東保育園も含めて、西保育園、それからそういう学校施設も含めて、そういう地震の後の安全点検はされたのか、ちょっとお伺いします。全体にですね。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 保育園につきましては、目視ではございますが、全園確認をさせていただきまして、特に不都合ということはございませんでしたので、東保育園のクラックについて修繕をさせていただくというような形で判断させていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2番 室義光君。

○2番（室 義光君） ありがとうございます。

御存じだと思うんですが、西保育園も東保育園も、もうかなり年数がたっていて、同僚議員も早く建てかえをしたほうがいいんじゃないかというようなお話もあったわけですが、私も言いましたけれども、そんな中で、東保育園に関しては50人ぐらいですかね、西で100人ぐらいですかね、そのぐらいの子供さんを預かっておるわけですから、安全・安心の町ということでうたっておられますので、そこら辺は早急に、やっぱりそういう専門家による点検が必要ではないかと、私はそう思うんですが、そこら辺はどういうふうに対応していただけますか、ち

よつとお願いいたします。

○議長（子安健司君） 町長。

○町長（西脇康世君） 以前から耐震診断ということをやらせていただいて、東保育園においても、全体的にはいいんですが、一部に弱いところがあるというような結果の報告を受けております。今御指摘のように、昭和50年代初めの建物でございまして、老朽化が進んでいるということは承知いたしております。

今、町の職員のプロジェクトのほうで、そういった公共施設の対応、これを検討させております。まだ結論は出ておりませんが、出てくる段階でまた方向性、前から建てかえを検討しなければならないということは思っておりますが、そこら辺のことも含めて取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 7 ページの庁舎の関連業務なんですけど、人件費と関連業務はそう変わらないんですけども、要は職員のかわりの業務ということで、簡単に委託した業務の内容、どこまでやってもらっているかということだけ教えていただきたいと思います。施設の管理もほかに頼んであると思うんですけど、掃除とかを。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 委託業務の内容ということだと思いますが、今回、外部のほうへ委託させていただいた業務につきましては、1 階から3 階までの共用スペースのフロア清掃のほうをお願いしております。以上です。

〔「トイレ」の声あり〕

トイレと。済みません、ごめんなさい。1 階から2 階のトイレですね。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） トイレとフロアの掃除だけですか。で、これだけ。例えば人数的なものとかは。それなら、毎回とか、毎日とか、そういう部分とかは。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 失礼しました。説明が不足しておりまして、申しわけございません。業務については、平日の午後、毎日入っていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 今のに関連してですが、清掃だけじゃなかったと思うんですね、やめられた方というのは。その部分はどなたがやってみえるのかということと、今後の方針として、

外部委託でずうっといくのか、またさらに募集をかけるのか、伺いたいと思います。

○議長（子安健司君） 澤頭総務課長。

○総務課長（澤頭義幸君） 私のほうからは、用務員のやっていた清掃以外の業務の関係についてお答えをさせていただきますが、確かに総務課づけということで、非常に事務の助務のほうを結構やっていたいておったわけですが、清掃以外の業務につきましては、総務課の職員、またほかの職員が対応をして、業務をやっております。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、残りの部分、総務課長からも話がありますが、職員がやっている状況が、今までの臨時職員の方がやっていた部分を持っているということです。若干は負担がふえているということになろうかと思います。当初、やめられると言われたときに、臨時職員の募集をかけたんですが、なかなか中途半端な時期でもありましたので、難しいということから、業者のほうに委託という形をとらせていただいたものでございます。

また、新年度に向けまして、職員からの意見も踏まえて、もし臨時職員で採用が可能なら、そちらのほうに切りかえることも考えたいと思いますが、当面は今の現行の委託業者の中で様子を見ながら進めていきたいというふうに思っております。ということで、来年以降もこのまま続く可能性もあるということで御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 8ページの先ほどの中学校費のトイレの修繕に関してなんですが、これ、僕がちょっと聞き逃したのかもわからないですけど、関ヶ原中学校であれば、先ほど課長のほうからの説明で、経年劣化におけるという部分でおっしゃられたんですけど……。

〔発言する者あり〕

わかりました。了解です、ありがとうございます、済みません。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第9号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第6、承認第9号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（西脇康世君） 承認第9号について御説明申し上げます。

去る6月18日に発生した大阪北部地震でブロック塀が倒壊する事故発生を受け、町有施設関係の点検の結果、診療所医師住宅のブロック塀において基準を満たしていない部分が確認され、かつ一部は道路に面していることもあり、緊急性が高いと判断し、当該ブロック塀の撤去工事費151万2,000円を追加する平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第2号）を平成30年7月19日に専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第58号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（子安健司君） 日程第7、議案第58号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（中尾浩一君） 議案第58号 関ヶ原町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本町の教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。平成30年9月7日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

住所、関ヶ原町大字今須3487番地、氏名、松井長政、生年月日、昭和20年4月21日。

○議長（子安健司君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第58号について御説明申し上げます。

本町の教育委員会委員である松井長政氏の任期が本年9月30日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を任命したいので議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第8 議案第59号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第8、議案第59号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第59号について御説明申し上げます。

地方税法の改正に伴い、町民税及びたばこ税等、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 西村税務課長。

○会計管理者兼税務課長（西村克郎君） 議案第59号 関ヶ原町税条例等の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

本改正条例は、地方税法等の一部を改正する法律その他により制定をするものでございまして、6条立てとしております。

主な改正としましては、個人の町民税、法人の町民税及び町たばこ税の3税目に係るものでございます。

6条立てとしておりますのは、改正内容によりまして施行日が異なることと、以前に制定されました改正条例の一部を改正する内容があるためでございます。

税目ごとの説明となりますので、資料は前後することになります。また、法改正と同様、本改正条例の規定に平成32年以降としているものがございまして、よろしくお願いをいたします。

それでは初めに、個人の町民税について御説明を申し上げます。

議案資料の1ページをお願いいたします。

第17条、個人の町民税の非課税の範囲、第2項の「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改めること。

2ページが一番最後でございしますが、第28条の2、町民税の申告、第1項の年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し及びその他の所要の改正でございます。

また、8ページをお願いいたします。

附則第16条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例につきましては、租税特別措置法の改正に伴う引用条項の改正でございます。

これらの施行につきましては平成31年1月1日で、平成31年度分以降の個人の町民税に適用となります。

済みません、1ページにまた戻っていただきまして、第17条、個人の町民税の非課税の範囲につきましては、同条第1項第2号は、障害者、未成年者、寡婦または寡夫の非課税措置の合計所得金額要件を10万円の引き上げとすること。

同条第2項は、非課税限度額を10万円の引き上げとすること。

2ページの第26条の3、所得控除は、基礎控除額の適用に2,500万円以下の所得要件を創設。第26条の6、調整控除は、調整控除額の適用に2,500万円以下の所得要件を創設及びその他所要の改正でございます。

あわせて、次に8ページをお願いいたします。

附則の第4条の4、個人の町民税の所得割の非課税の範囲につきましても、所得割の非課税限度額の合計所得金額要件を10万円の引き上げとする改正でございます。

これらの施行は平成33年1月1日で、平成33年度以降の個人の町民税に適用となります。

個人の町民税につきましては以上でございしますが、次に法人の町民税についてですが、3ペ

ージをお願いいたします。

第32条の6、法人の町民税の申告納付は、特定法人の申告書の電子情報処理組織による提出義務の規定。

また1ページに戻っていただきまして、第16条、町民税の納税義務者、第3項は、人格のない社団等について、第32条の6、電子情報処理組織による提出義務の適用除外の規定及びその他の所要の改正でございまして、これらの施行は平成32年4月1日となります。

続きまして、たばこ税の説明をさせていただきます。

4ページをお願いいたします。

こちらはなかなか難しいので、ちょっと時間がかかりますが、よろしくをお願いいたします。

改正後の第74条、製造たばこの区分は、製造たばこの区分の創設でございます。

改正後の第74条の2、町たばこ税の納税義務者等は、改正後の第74条に伴う所要の改正でございます。

改正後の第75条の2、製造たばことみなす場合は、加熱式たばこの喫煙用具であるものを製造たばことみなす規定でございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第76条、たばこ税の課税標準は、主として加熱式たばこの課税方式に係る改正でございまして、改正後の第3項第1号において、特定加熱式たばこ喫煙用具を除き、フィルター等を含む重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算するものを規定しまして、これを説明上「1号換算」といいます。

同項第2号におきまして、特定加熱式たばこ喫煙用具を含み、フィルター等を除く重量0.4グラムを紙巻きたばこ0.5本に換算するものを規定しまして、これを説明上「2号換算」といいます。

同項第3号において、加熱式たばこの小売価格を紙巻きたばこ1本当たりの小売価格をもって紙巻きたばこ0.5本に換算するものを規定しまして、これを説明上「3号換算」といいます。

そして、同項本文におきまして、1号換算による本数に0.8を、2号換算による本数及び3号換算による本数に0.2をそれぞれ乗じまして計算した本数の合計を課税標準とするものでございます。これを説明上「30年10月加熱式」といいます。

なお、同条第1項、第2項及び6ページの改正後の第4項から7ページの第10項までは、本改正に伴う引用条項、計算処理方法、その他の所要の改正でございます。

第77条、たばこ税の税率は、町たばこ税について、1,000本について5,692円とするものでございます。これを説明上「30年10月町たばこ税」といいます。

第78条、たばこ税の課税免除につきましては、第3項において、本改正に伴う引用条項の改正でございます。

第80条につきましても、たばこ税の申告納付の手續につきましては、第1項において、本改正に伴う引用句に係る改正でございます。

これらにつきましては、平成30年10月1日の施行でございます。

続きまして、5ページの改正後の第76条、たばこ税の課税標準の説明で申し上げました30年10月加熱式の後の規定につきましては、9ページの本改正条例の第2条、10ページの第3条、11ページの第4条及び12ページと13ページの第5条の内容につきまして御説明を申し上げます。

5ページの第76条第3項の30年10月加熱式の説明においては、製造たばこの区分として、法令上に新設される加熱式たばこは、その課税標準について、先ほど言いました1号換算による本数に0.8を、2号換算による本数及び3号換算による本数に0.2をそれぞれ乗じて計算した本数の合計と規定されるものでございます。これを第1段階としますと、第5段階まであるんですが、第2段階としては、9ページですが、平成31年10月1日においては、1号換算による本数に乘ずるとした0.8を今度は0.6に、2号換算の本数及び3号換算による本数に乘ずるとした0.2を0.4とします。

次の第3段階としましては、10ページでございますが、平成32年10月1日において、1号換算による本数に乘ずるとした、先ほどは「0.6」になりましたが、それを「0.4」に、2号換算による本数と3号換算による本数は「0.4」を「0.6」に、次の第4段階としましては、11ページになるんですが、平成33年10月1日においては、1号換算による本数に乘ずるとした「0.4」を「0.2」に、2号換算による本数と3号換算による本数に乘ずるとした「0.6」を「0.8」としまして、そして第5段階としまして、12ページですが、平成34年10月1日においては、1号換算そのものと2号換算による本数及び3号換算による本数に0.8を乘ずることを除く規定となりまして、加熱式たばこは、平成30年10月から平成34年10月までの5段階の移行によりまして、従来の方式から新方式による重量と価格による本数換算により課税をされることとなります。ちょっとわかりにくくて申しわけございません。

また、10ページの本改正条例の第3条による改正後の税条例第76条第3項第3号、11ページの本改正条例第4条による改正後の条例第76条第3項第3号、12ページの本改正条例第5条による改正後の税条例第75条の2及び第76条第3項各号及び同条第4項から13ページの第9項までにつきましては、本改正に伴う引用条項その他の所要の改正でございます。

なお、ここまで申し上げました町たばこ税につきまして、規定の施行日は、本改正条例の条数と30年10月加熱式以降の説明で申し上げました段階時期に一致をしております。

続きまして、戻っていただきましてたばこ税のほうに行きますが、7ページの改正後の第77条、たばこ税の税率の説明で申し上げました30年10月町たばこ税の後の規定につきまして、10ページでございますが、本改正条例の第3条及び11ページの第4条について御説明を申し上げます。

7ページの第77条の30年10月町たばこ税の説明におきましては、平成30年10月1日の施行において、町たばこ税について、1,000本について5,692円とするものでございますが、これを第1段階としますと、第2段階としましては、10ページでございますが、施行日を平成32年10月1日として6,122円、第3段階として、11ページでございますが、施行日を平成33年10月1日として6,552円とする規定でございます。町たばこ税の課税は、平成30年10月から平成33年10月までの3段階の引き上げとされるものでございます。

また、14、15ページの本改正条例の第6条は、平成27年第5回議会 ―― 12月の定例会でございますが ―― において議決されました、同年12月に平成27年関ヶ原町条例第22号として公布された改正条例の一部改正でございます。

その内容につきましては、いわゆる紙巻きたばこ3級品につきまして、特例税率の廃止に係り、平成28年4月から4段階での引き上げとなるものでございますが、3段階目の終了日を平成31年3月31日から平成31年9月30日に変更しまして、最終の第4段階である特例税率の廃止により一般の紙巻きたばこと同様の税率とする期日を平成31年4月1日から平成31年10月1日に延長とするもの、及び本改正に伴う引用条項その他所要の改正でございます。

これらの施行は、平成30年10月1日となっております。

なお、1ページの本改正条例の第1条においての税条例の第2条、用語及び第11条、公示送達は、今回の税目にはかかわらない所要の改正でございまして、施行は本改正条例の公布の日としております。

9ページの本改正条例の第2条におきましての税条例附則第9条の2、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、地方税法の改正による項ずれに対応する改正でございまして、平成31年4月1日の施行となっております。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

1番 谷口輝男君。

○1番（谷口輝男君） 地方税法の改正でやってみえるんですけども、ちょっとよくわかりませんので、私。

これって、たばこを吸っていないのでわかりませんが、加熱式たばこというのは、先ほど何か従来からという話をちょっとされたけど、これは新規に出てきたのか、それともというのと、それから平成31年10月から平成34年までの改正ですけど、これはやっぱり一遍にやらないかなのかなということだけです。

○議長（子安健司君） 西村税務課長。

○会計管理者兼税務課長（西村克郎君） 私もたばこを吸いませんで詳しくはわからないんで

すが、一般的に私らが知っているたばこというのは紙巻きのほうというたばこなんですが、加熱式たばこというのは、どうも何かこういうカートリッジみたいなものを使って吸うやつが近年出ておるようでございまして、いつごろからそういうのが出ておるか、ちょっと私も承知してございせんが、それが今までは紙巻きたばことは別の取り扱いで、パイプ式たばことして課税されておって税率が安かったということでございまして、今後５年間かけて紙巻きたばこと同じような形の税率にしていくというような改正でございまして。

平成34年10月と言われたのは、今度はたばこ税のほうの話でございまして、４年間で３回上げて、一気に上げるとだめなので、段階的にたばこ税をちょっとずつ上げて、税率としては４年間、３段階で、紙巻きたばこでいいますと１箱当たり60円の税金を上げるというような改正の内容になってございまして。

済みません、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございせんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第９ 議案第60号及び議案第61号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第９、議案第60号 関ヶ原町営土地改良事業の施行に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第10、議案第61号 関ヶ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例の全部改正については、関連がありますので一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第60号の関ヶ原町営土地改良事業の施行に関する条例の一部を改正する条例についてと、議案第61号 関ヶ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例の全部改正につきましては、関連がございまして一括して御説明を申し上げます。

関ヶ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例におきまして、土地改良法第91条の規定に基づき、法第３条に規定する資格を有する者等から賦課徴収する分担金についての記載及び賦課基準等についても追加を行うため、全部を改正するものでございまして。あわせて本条例の題名についても改正を行うものでございまして。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉森産業建設課長。

○産業建設課長（吉森明博君） 議案の25ページをお願いいたします。

議案第60号 関ヶ原町営土地改良事業の施行に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

後ほど御説明申し上げます議案第61号の関ケ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例の全部を改正する条例に伴いまして、条文中の名称を変更するものでございます。

議案資料としましては、最終ページの16ページになりますが、第3条中の「関ケ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例（昭和45年関ケ原町条例第14号）」の部分を「関ケ原町土地改良事業等分担金徴収条例」に一部改正させていただくものでございます。

なお、本条例の施行日は平成30年10月1日となっております。

続きまして、議案の27ページ、議案第61号 関ケ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例の全部改正について御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、関ケ原町営土地改良事業分担金賦課徴収に関する条例、昭和45年関ケ原町条例第14号について、土地改良法第91条の都道府県営土地改良事業の分担金等の規定に基づく法第3条に規定する資格を有する者等から賦課徴収する分担金についての規定を追加し、引用部分等の整理により全部を改正し、条例の題名を関ケ原町土地改良事業等分担金徴収条例に改めさせていただくものでございます。

議案の28ページをよろしく願いいたします。

第1条では趣旨について定めておりますが、現条例では土地改良法第91条の都道府県営土地改良事業の分担金等の引用規定がなく、これを加え、改正するものでございます。

第2条につきましては、分担金賦課の基準等の決定について定めておりますが、この規定につきましても、第1項規定中に県営土地改良事業等における賦課基準及び分担金の賦課算定方法の規定を明文化し、改正させていただくものでございます。

同条第2項につきましては、分担金の納期について、その都度町長が定めるものとしております。

また、同条第3項では、土地改良事業等の施行に係る地域内の農用地について、農用地以外に転用される場合の分担金を徴収する額についての賦課算定の方法を規定しておりますが、第3項についても、県営土地改良事業等における土地改良法第3条に規定する資格を有する者から徴収する額の規定を加え、明文化し、規定の整備をしてございます。

第3条第1項、第2項につきましては、現条例第3条に規定をしております賦課に対する審査請求を定めてございます。

第4条につきましては、分担金の徴収方法を規定しており、分割納付により徴収できる旨の規定を定めてございます。

第5条につきましては、徴収の猶予及び減免の規定でございます。

第6条につきましては、急施の場合の特例ということで規定を定めてございます。

第7条につきましては、委任規定として、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

なお、本条例の施行日は平成30年10月1日からの施行としてございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第62号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第11、議案第62号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第62号について御説明申し上げます。

人件費の減額により、平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計への繰入金を2億597万2,000円から2億427万1,000円に変更するため、本案を提出するものでございます。

なお、細部の説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第63号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第12、議案第63号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第63号について御説明申し上げます。

歳出の主な内容は、西保育園駐車場の舗装工事に264万6,000円、広域農道整備事業負担金1,500万円、共通史跡案内サイン設置工事1,582万円、ビジターセンター建設に伴う庁舎電気の引き込み変更工事1,015万2,000円、関ヶ原古戦場公衆トイレ整備工事3,100万円など総額9,110万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億5,766万8,000円とする平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）を定めたので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明をお願いいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） それでは、議案第63号 平成30年度関ヶ原町一般会計補正予算（第5号）について詳細説明をさせていただきます。

歳入歳出予算にそれぞれ9,110万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億5,766万8,000円とするものでございます。

まず、歳出のほうから御説明を申し上げます。

議案書の38ページをよろしく願いをいたします。

総務費、総務管理費の財産管理費でございます。財産管理費の需用費の修繕料でございますが、こちらにつきましては、役場庁舎のトイレ及び給湯の排水管の一部におきまして、建物から外部への宅内配管が破損し、排水ができなくなる事案が発生をいたしました。それに伴います修繕料34万6,000円を計上するものでございます。なお、トイレ及び給湯につきましては、日常的に来庁される方も御利用をされますので、現在は修繕が完了している状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、委託料と使用料及び賃借料の自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム関係でございます。こちらはセキュリティー関係の事業でございますが、ウイルス対策や更新プログラムを適用するための手段で、総務省が実証事業としてスタートさせた事業でございます。本年10月以降は、J-LISと言われます地方公共団体情報システム機構へ本事業が移行されることになりました。それにより、サービスの利用料を設定した上で継続的に実施されることに伴いまして、システムの対応設定料で80万5,000円、またサービス利用料の半年分でございますが、5万円を計上するものでございます。

次に、工事請負費でございます。消防団の北部分団車庫の西側ブロック塀の解体工事でございますが、本年6月の大阪北部地震発生に伴いまして、町有施設のブロック塀点検において、現在の消防団の北部分団の車庫敷地におきまして、西側の隣地との境にございますブロック塀が基準を超える高さであるということが判明をいたしましたので、解体工事費33万6,000円をお願いするものでございます。御審議のほうをよろしく願いをいたします。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 続きまして、6番、企画費ですが、負担金補助及び交付金ということで、地域活性化補助金、新たに2件の申請がございましたので、1件当たり限度額30万円ということで、2件分の60万円を計上させていただいております。よろしく願いをいたします。

○総務課長（澤頭義幸君） 続きまして、生活安全対策費の職員手当等についてでございます。

去る7月5日から6日の豪雨及び7月28日の台風12号によります防災及び警戒態勢に伴い、職員の時間外手当及び管理職員特別勤務手当のそれぞれの不足分と今後の見込み分で、合わせて27万6,000円をお願いするものでございます。よろしく願いをいたします。

○住民課長（三宅芳浩君） 同じく38ページでございます。

総務費の戸籍住民基本台帳費の委託料でございますが、補正額89万7,000円のうち21万6,000円につきましては、今後、パソコンのOSがウインドウズ10へ変更されてまいります。それに合わせまして、現在のフォントがJIS90規格からウインドウズ10で使用するJIS2004規格に変更されることに伴いまして、住基システム内のソフトと戸籍システムとの間において外字の不整合が生じるため、その不整合を解消するため住基システムを修正するための委託料でございます。

また、残りの68万1,000円につきましては、現在、住基ネットワークシステムで使用しておりますゲートウェイサーバーというものでございますが、これの保守期限が近づいております。今後は経費の節減ができる情報センターの機器にゲートウェイサーバー機能を導入してもらい、それを使用する方法によりネットワークシステムを運営していくことを検討しております。そのため、来年度にその機能を導入するための予算を計上する予定をしており、それまで保守契約の延長を考えておりましたが、今年度、別に実施しておりますマイナンバーカードの記載事項の充実に係るシステム改修において、そのシステム改修の改正後の運用の適正さを期すために、今後のネットワーク状態にてテストを実施する必要が出てまいりましたので、来年度に予算要求をする予定でありました委託料を今年度に前倒ししまして、情報センターの機器にゲートウェイサーバー機能を導入するための委託料を計上させていただくものでございます。

この2つの委託料を合わせまして、合計89万7,000円を補正させていただくものでございます。

また、次の使用料及び賃借料でございますが、情報センターの機器にゲートウェイサーバー機能を導入し、その機器を利用いたしますので、その利用期間2カ月分の利用料7万8,000円を補正させていただくものでございます。

続きまして、民生費、社会福祉費、福祉医療費の償還金利子及び割引料でございます。これにつきましては、前年度の県の福祉医療費助成事業補助金の額が確定し、過大に支払われた分の補助金の返還が必要となりましたので、その返還額91万5,000円を補正するものでございます。

次に、39ページでございます。

介護保険事業費の繰出金につきましては、介護保険特別会計の補正に伴いまして必要となります町費分の繰出金を補正させていただくものでございます。

続きまして、児童福祉費、児童福祉施設費の修繕費でございますが、本年度、保育園施設の修繕が多数発生いたしまして、半年を待たずして当初予算の修繕費がなくなってしまうので、現在予定分と今後の突発的な発生に備えた分としまして41万8,000円を補正するものでございます。

また、次の工事請負費につきましては、一昨年度に設置いたしました西保育園駐車場でございますが、本年度の夏の高温日照り天候が長い期日続きましたことによりまして、頻繁に砂ぼこりが発生し、隣接家等に御迷惑をおかけいたしました。今後もまた同様な事態の発生が予想されますので、対策としまして、地権者の了解もとれましたので、舗装をさせていただきたく、その工事代としまして264万6,000円を補正させていただくものでございます。

次に、衛生費の保健衛生費、償還金利子及び割引料でございますが、前年度、国・県の未熟児養育医療費負担金につきまして該当がございませんでしたので、負担金の返還金といたしまして合計26万4,000円を補正するものでございます。よろしくお願いします。

○産業建設課長（吉森明博君） 続きまして、農林水産業費、農業費、畜産業費の負担金補助及び交付金の5万4,000円でございます。この5万4,000円につきましては、今須平井地内にある養鶏場、日本レイヤーより、防疫対策のため、消毒液蒸散器3基の購入希望がございまして、購入費の一部を補助するため補正するものでございます。財源内訳としましては、県補助金の畜舎防疫設備整備事業補助金5万4,000円、購入費の2分の1を充当しております。

続きまして、議案書の40ページをお願いいたします。

同じく農林水産業費、農業費、農地費、負担金補助及び交付金についてでございます。その広域農道整備事業負担金1,500万円につきましては、西南濃3期区間における舗装等の補修工事に対する県営事業の負担金でございます。

土地改良事業特別賦課金2万4,000円の増につきましては、当初予算編成後に平成29年度の県営広域農道整備事業の事業費増により特別賦課金の予算が不足するため、補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○地域振興課長（高木久之郎君） 続きまして、商工費、観光費、工事請負費でございます。共通史跡案内サイン設置工事1,582万円でございます。平成27年度より進めております共通仕様のサイン設置工事でございます。本年度は、大型解説サイン1基、大型誘導サイン2基、極小サイン19基を予定しております。

同じく商工費、観光費、工事請負費、ビジターセンター建設に伴う庁舎引込変更工事1,015万2,000円でございますが、関ヶ原古戦場ビジターセンター建設工事に伴い、旧老人福祉センター及び歴史民俗資料館の敷地に設置してあります電柱の撤去が必要となってきました。そのため、新たに役場東側より、役場への電気、電話、インターネット等の引き込みを行うものでございます。役場内については、景観に配慮し、埋設により庁舎に引き込みたいというふうを考えております。本工事については、3分の2の県補助金により実施していきます。

続きまして、支障施設移転等工事費で105万8,000円でございますが、ビジターセンター建設に伴う敷地内にある陣場野ごみステーション等の移設工事費でございます。現在、陣場野自治会と協議を進めておりますが、この金額は現在のものをそのまま移設するという金額でござい

ますが、規模、場所については、今、陣場野自治会内で協議をしております。

同じく償還金利子及び割引料でございますが、きめ細かな交付金国庫返還金317万1,000円でございます。現在、歴史民俗資料館敷地にあるレンタサイクルハウスについて、平成22年度にきめ細かな交付金により整備をいたしております。今回、ビジターセンター建設敷地内にあるということで、取り壊さざるを得ないという状況になりました。補助金の処分制限期間がまだ11年残っているということで、残存価格分を国庫に返納するものでございます。

同じく40ページ、観光施設整備費、工事請負費でございます。関ヶ原古戦場に点在する公衆トイレについて、ほとんどが和式で、御家族連れや外国人観光客から多くの苦情をいただいておりますということで、6月議会においてトイレ設備の設計費をお認めいただきました。今回、工事費が出てきましたので、トイレ工事費として補正をお願いするものでございます。内容につきましては、大谷吉隆陣地、開戦地、松尾公衆トイレなどのトイレ新設、洋式への改修費、または取り壊しでございます。なお、今回、この事業につきましては、観光庁の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金について協議をいたしているところでございます。

40ページ、観光施設整備費、負担金補助及び交付金、上水道加入納付金27万9,000円でございますが、これは本年度整備予定の笹尾山公衆トイレ、大谷トイレの上水道の加入納付金でございます。

○産業建設課長（吉森明博君） 同じく40ページの土木費、道路橋梁費、道路橋梁新設改良費の工事請負費の180万円につきましては、今年度実施しております町道中山道山中線の道路改良事業の未施工区間約17メートルにおいて側溝整備を実施いたしたく、補正させていただくものでございます。なお、歳入につきましては、大谷吉継陣跡・墓地へのアクセス道路の整備ということで、県の関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金の活用により、当初予算の事業費を含め、一般財源から県支出金に予算組み替えをし、3分の2補助の246万6,000円を充当してございます。

次の41ページをお願いいたします。

同じく土木費、都市計画費、都市計画総務費の繰出金でございます。170万1,000円の減につきましては、公共下水道事業特別会計繰出金の減でございます。

続きまして、同じく土木費の住宅費、住宅管理費、償還金利子及び割引料7,000円につきましては、町営住宅使用料還付金でございます。平成29年度の住宅使用料において二重納付が発生したため、利用者へ幾度か還付手続を促しておりましたが、出納閉鎖を迎えたため、現年度の歳出としての補正をさせていただくものでございます。

○総務課長（澤頭義幸君） 同じく41ページの消防費、消防施設費の工事請負費でございます。

こちらは、大阪北部の地震の発生を受け、町内施設の点検を行った際に、現在、今須小中学校の駐車場敷地内と玉地区の旧JA跡地の2カ所にございます鉄製の火の見やぐらについまし

て、学校の敷地内、また国道365号線に位置をしているという状況と腐食も確認できるため、関係機関と協議を行い、撤去をさせていただきたく、2棟分の解体工事費107万円をお願いするものでございます。

次に、同じく消防費の災害対策費でございますが、こちらは当初予算で計上しておりました避難所用の間仕切りパネルの購入におきまして、岐阜県の避難所環境整備事業の補助対象に採択がなされましたので、購入予算の2分の1に当たります22万6,000円を一般財源から特定財源へ組み替える補正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○教育課長（兒玉勝宏君） 教育費、教育総務費、放課後児童クラブ費の償還金利子及び割引料7万3,000円につきましては、放課後児童クラブに対する国庫補助金につきまして精算の申請を行ったところ、7万3,000円の返還の必要性が出たものでございます。よろしくお願いいたします。

○地域振興課長（高木久之郎君） 教育費、社会教育費、社会教育総務費でございますが、決戦地トイレが文化庁の歴史生き生き史跡等総合活用整備事業補助金の採択内示を得ましたので、財源の組み替えでございます。

歴史民俗資料館費、工事請負費でございます。歴史民俗資料館への電気、電話の供給線が、陣場野公園側より埋設により資料館に供給されております。ビジターセンター敷地内をこれが通っておるということで、撤去し、別の場所より引き込む必要が出てまいりましたので、その引き込み直すための資料館側の仮設工事費として計上させていただくものでございます。

続いて、給水設備切り廻し工事でございますが、本工事につきましても、資料館への給水管がビジターセンター建設予定敷地内ということで、これも撤去し、切り回す必要が出てまいりましたので、その工事費を計上させていただくものでございます。

○教育課長（兒玉勝宏君） 続きまして、保健体育費、町民体育館費の需用費36万3,000円につきましては、町民体育館の内部におきまして宅内の漏水が見つかり、その修理費と漏水に伴う減免の手続を実施してもなお不足する額を補正するものでございます。

次に、工事請負費72万8,000円につきましては、体育館の駐車場の舗装の傷みが大変ひどく、利用者の方からも危ないではないかという御指摘がございますので、見ましたところ、大変大きく舗装が傷んでおるというような状況でございますので、補修工事を実施させていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） それでは、引き続き歳入の御説明をさせていただきます。

37ページをよろしくお願いいたします。

国庫支出金の国庫補助金の教育費国庫補助金ですが、これは歴史生き生き史跡等総合活用整備事業補助金が追加交付をされるため、1,932万1,000円を増額しております。

商工費国庫補助金として、これは公衆トイレの整備に伴い、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金600万円を計上しております。

県支出金につきまして、県補助金の農林水産業費県補助金、これは畜舎防疫設備整備事業補助金、これは10分の10となっておりますが、5万4,000円。

次に、教育費県補助金の関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金につきましては、国庫補助金の歴史生き生き史跡等総合活用整備事業補助金の追加交付に伴いまして、減額として1,288万3,000円と、歴史民俗資料館の電気設備等仮設工事及び給水設備切り廻し工事に伴います増額分242万2,000円の差し引き額1,046万1,000円を減額するものでございます。

次に、商工費県補助金として、関ヶ原古戦場広域観光環境整備事業費補助金、これは案内サイン設置工事の関係ですが1,582万円、及びグランドデザイン関連事業で関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金、こちらは役場の庁舎電気引き込み変更工事及び支障施設移転工事等、これは3分の2ですが、765万9,000円。

また、土木費県補助金としまして、こちらも関ヶ原古戦場整備活用事業費補助金ということで、山中地内の道路工事の関係ですが、こちらも3分の2ということで、246万6,000円を計上しております。

消防費県補助金につきましては、避難所環境整備事業費補助金、避難所用簡易組み立て仕切り購入ということで、2分の1、22万6,000円を計上しております。

繰越金につきましては、前年度繰越金5,002万1,000円を充当させていただいております。

以上が今回の補正内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（子安健司君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

2番 室義光君。

○2番（室 義光君） 38ページの歳出のほうですが、企画費の中で地域活性化補助金、これは2件ということと言われましたが、これ、2件ということは2カ所ということですので、30万円ずつですね、これはどこだったかということ、差し支えなければどこどこということを知りたいのと、それから39ページの児童福祉施設費ですね、これは西保育園の舗装の件で、苦情があって、砂ぼこりが立つというようなことで舗装するということで、これは別に問題ないと思うんですが、それに関連して、国道ですので、出入り口がちょっと狭いというような、私らが総民で視察に行ったときがあるんですが、狭いんじゃないかというようなことの話が出ておっ

たんですが、ここの工事をやられるついでに少し広げるということは、国交省の関係もあると思うんですが、あれ、恐らく送り迎えの人が国道で待っておったら、あれは危ないと思うんですね、国道ですから。そこら辺も含めた改良も含めて検討していただけると、保護者の方は大変助かるんじゃないかなあと。

それで、あそこは入り口ですので、当然冬のときは除雪しますね。そうすると、国交省の雪がだあっと寄ってくるわけですね。そうすると、当然あそこの両サイドに雪を積まれると思うんですが、そんなことで、少しでも広げてあげたほうが出入りもスムーズにいきますし、交通安全の面からいってもいいんじゃないかということで、この舗装をやられるときにちょっと検討してやられたらいいんじゃないかなあというの、この2点をお願いいたします。

○議長（子安健司君） 吉田監理官。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 地域活性化補助金のほうの関係ですが、新たな2件の申請につきましては、1件につきましては松尾の営農組合さんと、もう一件につきましては関ヶ原町のボランティア連絡協議会さんのほうから申請がありました。以上でございます。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 意見ありがとうございます。

実際に入り口が狭いというような感じがしまして、その辺もいろいろ検討をしておるんですが、実際に国道事務所のほうへ担当者がお伺いしまして、ちょっとお話もしておるんですが、なかなかちょっと基準でいくと、あの実際のガードレールの間の幅というのは基準を満たしているというような話をされて、そこら辺については、ちょっと今、なかなか話は進まない状況ではございます。

ただ、工事の中で、実際に、ガードレールの間ですが、全部を今使ってございませんので、そこに境の石のくいみたいなのが刺さっておったり、前の家の基礎が残っておったりしておりますので、その辺をちょっと、くいをちょっとまた違うものにかえたり、あとその基礎をなくしたりとかということで、実際に入り口をもう少し広く使えるような形にはしたいというふうなことは今は考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） 今の関連の西保育園のことなんですけど、これ、借地になっているところを、地主さんの許可を得てアスファルト舗装するという部分だと思うんですが、これ、契約上、原状復帰で戻さなきゃいけないのか、現状のままのを例えば賃貸契約をやめるといったときに戻せるのかどうかというのをきちっと明記してあるかどうか。

それと、先ほど町長が言われましたように、保育園等々の耐震の問題も、今後、協議会のほうで今話を進めているということも踏まえながら、近隣から砂ぼこりがあるという部分で今回

のことになっているのであれば、そのことも十分検討をされて今回の補正という形につながったのかどうかをちょっと御説明お願いします。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 契約につきましては、基本的には原状復帰というような形でまだ今は契約をしておる状況のはずなんです、所有者の方とのお話の中では、舗装をさせていただいて、実際にお返しする段階では、あのままでも結構ですというような話はいただいております。舗装を再度めくるといような話にはならないのではないかというようなことは思っております。契約につきましては、それに合わせて変更する必要があるかとは思っております。

あと、砂ぼこりもございしますが、今後、今の除雪のこととか、それから実際に今後の駐車場の利用という中で、若干マイクロバス等も出入りする可能性がございまして、そういう意味でもちょっと舗装が必要であるかなあというようなことで、トータル的に舗装というような形で考えさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 9番 川瀬方彦君。

○9番（川瀬方彦君） これ、あの土地全面ですか。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） 今、計画では、全面ではないですが、若干残る部分はございます、何%というのはあれなんです、ほぼ全面なんです、ちょっと端のほうとか、ちょっと残る部分はあります、実際に。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 40ページをお願いします。

農地費の広域農道整備事業負担金1,500万円、これは戦国ロードの道路の傷みの件だと思うんですが、これはやっぱり県の設計ミスではないかというふうに思うんですが、その辺の話し合いというか、本来、町が負担しなくてもいいお金だと思うんですね。その辺、どのように話し合いが行われているのかというのを伺いしたいと思います。

それから、その次の観光費、ビジターセンター建設に伴う庁舎引込変更工事や支障施設移転等工事ですね、これらも県のビジターセンターを大きくしたことによってこういうふうになったのではないかというふうに思うんですが、これを見ますと、一般財源が約700万円、町が負担しないかんということでは、これも本来なら県が全部見てもらえるものではないかと思いますが、伺います。

それと、その下のきめ細かな交付金国庫返還金、これ、私は初めて聞いたように思うんです

が、たしか昨年度にレンタルハウスを壊すという補正か何かが出てきて、でも昨年度はできなかったのので今年度の当初予算に切りかえたというふうに思っているんですが、そのときにもこの補助金返還の話はちょっと記憶にないんです。なぜ今ごろ出てきたのかということと、レンタルハウスを例えば移転したときに補助金返還をする必要があるのかどうか、壊すんじゃなくて移転したときに補助金返還が必要かどうかを伺いたいと思います。

とりあえず、それだけ。

○議長（子安健司君） 吉森産業建設課長。

○産業建設課長（吉森明博君） 先ほど議員の御指摘のありました設計ミスではないかということとの広域農道の関係でございますが、広域農道の舗装構成として、一応あくまで農道として整備された広域的な道路ということで、交通量の区分が、大型車両の交通量100台以上250台未満というのが標準という形で農道整備がされておるということで、設計上のミスではないということで判断はしております。

ただ、開通されたことによって、近年は本当に大型車両の交通量、6月の議会でもちょっと触れましたけれども、250台を超えるような交通量が発生しているということで、設計ミスではなく、そういった交通量の増加に伴い、今回、ちょっと県のそういった補助事業採択の中で、町の負担金も伴いますが、整備をお願いしたというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） ビジターセンター建設に伴う各種工事でございますが、当然、県へ全額負担というのを求めているとお話し合いを続けてまいりました。ここにかかわる金額以外にも、全体にビジターセンター整備に係る、例えば無電柱化すればどれだけかかるかということをお話し合いしたところ、工事以前にやることに関しては、極力町でやっていただきたいと。工事以後に関することに関しては、県で持っていくというような整理をさせていただきましたので、町で施行し、既存の3分の2の補助金を活用するという方向で進めさせていただいております。

きめ細かな交付金国庫返還金につきましては、この交付金のことはずうっとわかっておったんですが、総務省と内閣府とずうっと調整をしておりました。当初は返還の必要はないという見込みで進めておったわけですが、突如返還金が必要であるという見解を示されたものですから、予算を計上させていただいているものでございます。

木造建築でございます、今のやつ。現実的に移転というのは無理だという判断をし、取り壊しという方向で進めさせていただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 今のレンタルハウスの件についてはちょっと納得できないんですけど、木造であっても今どきごろごろと移転するという報道なんかを見ておりまして、木造やからだめやということではないと思うんですけど、今まで委員会とかいろんなところで聞いてきたのは、移転するとお金がかかるということだったので、なら仕方がないかなあと思っていたんですが、新たに300万円も返さないかんということでは、これは移転もありかなあというふうに思いますし、私、本当に物すごい税金の無駄遣いやなあと思うので、最悪、もう本当にそこに残すということも含めて、私はやっぱり本当に税金の無駄遣いだと思いますので、ちょっともう一度その辺。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） もちろん移転と、この返還というのを対比し、こちらの方針で決めたということです。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 8番 楠達男君。

○8番（楠 達男君） 1点だけお願いします。

40ページの公衆トイレの整備について、もう少し具体的に場所だとかについて報告をお願いしたいということと、それから今回はこれだけの箇所のトイレの新設なり改修ということですが、町内にある古戦場絡みのほかのトイレなんかの改修計画について、あればお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 現在考えているところは、大谷の新設、また東海自然歩道のところにある大谷の解体、開戦地トイレの洋式化改修、松尾公衆トイレ、これも東海自然歩道沿いにあるやつですが、その洋式化改修、あと東首塚にあるトイレの解体、丸山にあるトイレの解体というのを考えております。

ただ、今現在、洋式化等において、英語表記であるとか、ガイドでマップにある英語を積極的に関ヶ原町が推進しているということが観光庁に非常に高い評価を得ているということで、内容についてもう少し精査したほうがいいんじゃないかという観光庁から御助言もいただいているというのも事実でございますので、もう少しもらえれば何かのことをしていきたいというふうには考えております。

○8番（楠 達男君） ほかに計画はないんですか。それ以外、今回の説明があった以外に、あるいは新設だとか改修だとかを含めて。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 今後においては、例えばふれあいセンター、ふれあい広場にある改修であるとか、不破関資料館にあるトイレの改修であるとかということが一つ大きなも

ので上げられておりますので、来年度以降、順次考えていきたいというふうに思っております。

○議長（子安健司君） ほかはよろしいですか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） 済みません、これは質疑にならないと言われるかもしれませんが、この古戦場公衆トイレの整備、一生懸命直されるんですが、私、前から旧婦人の家のトイレ、あそこも洋式になっていないので、あの1カ所だけでも直してほしいという要望をしておりましたが、何かすごい町民から言うと、観光客にばかりトイレを直して、町民には直してもらえんのかという話になりますので、ちょっとごめんなさい、お伺いします。

○議長（子安健司君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今、婦人の家のトイレという話をいただきました。そのほかにも公共施設のまだ洋式化が済んでいない部分が多々ございます。そういったものについては、順次やっていかなければいけないというふうに思っておりますので、今後、その優先度、また今プロジェクトのほうで公共施設の今後の方針を検討しておりますけれども、そういったものを踏まえながら、改修が必要なものについては進めさせていただくというふうに思っておりますので、今後、順次させていただきます。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） 今のトイレの関係ですけれども、今の解体は3カ所ありますよね。その3カ所は、解体した後はどうされるんですか。先ほど言われたように、順次また建設するとかという話じゃないですよ。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 現在解体を予定しているところは、必ずしもトイレ需要があるというふうに考えていないところでございます。あることによって景観を阻害するというふうにも考えられておりますので、解体をしていくということです。

〔挙手する者あり〕

○議長（子安健司君） 2 番 室義光君。

○2 番（室 義光君） トイレばかりで申しわけないんですけど、例えば丸山ですね、その。あそこの裏に、解体ということになっておるんですけど、かなりあのルートは通らせると思うんですが、それももう計画がないということになると、観光客の方の、地元の人も当然ですけど、使えなんたら大変なことになるんじゃないかということで、御存じのとおり、野上の桑原モータースさん、あそこは自主的に自分のところのトイレを観光客のウォーキングで歩いてきた人に貸してみえますよね。そういう自分のところの事務所の中のトイレですから、管理もきち

んとできるということで貸してござると思うんですが、これ、例えばなくなるのも、それはやむを得んという、利用度の関係もありますけど、仮に松尾だとかいろんなところ、資料館だとかはまた改修して使うというようなことで、そうすると、十九女池の側にトイレがありますね。あれも地元の方がみんな管理してござるんですね、ほとんど。それで、そうすると、これの管理の問題も含めた対策というか、そういうことも、これからつくられたり直したりするに当たって考えていただきたいと、こういうふうに思います。その対策というのがあれば、お願いします。

○議長（子安健司君） 高木地域振興課長。

○地域振興課長（高木久之郎君） 丸山のトイレは、現在、東海自然歩道沿いにあるものでございまして、管理については、東海自然歩道の管理をしていただいている方に管理をしていただいております。

中の状況ですけど、とてもしたくなるような状況でないという苦情を常にいただいております。場所的な問題で、非常に暗くて、風通しが悪くて、中にコケが生えてというような状況ですので、利用する人そのものがないという状況です。

その上で、またトイレ全体のあり方については考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

1 番 谷口輝男君。

○1 番（谷口輝男君） ちょっと細かいことで申しわけないんですけど、40ページの土木費の道路改良の山中の工事なんですけれども、何か17メートルで180万円なんですけど、県の補助金が246万6,000円なんですけれども、これ、土木費に充当されたんですけど、例えば180万円で補助金が県から3分の2もらっても120万円ですね。あと残りの分の金は、どこに充当する分ですか。

○議長（子安健司君） 吉森産業建設課長。

○産業建設課長（吉森明博君） 当初予算も含めてということになりますので、当初予算額が190万円で、補正も含めましての補助ということで充当してございます。当初予算のもう既に完了済みの事業の部分も含めてということで、組み替えしてございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第64号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第13、議案第64号 平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第64号について御説明申し上げます。

歳出に、制度改正に伴うシステム改修や基金への積立金、また事業費確定に伴う負担金、交付金の返還金で、総額7,511万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億5,601万1,000円とする平成30年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）の補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、詳細説明については省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 47ページをお願いします。

基金積立金6,000万円ですけど、介護保険にも出ていましたけど、なぜこの時期に積み立てるということを聞きたいと思います。6月議会でもよかったんじゃないかとか、当初予算でもよかったんじゃないかとかということです。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） これにつきましては、今回、出納閉鎖は5月いっぱいですが、その後に、今回も出ております償還金等、これも1,500万円近いお金が出てまいっているところですが、これも繰越金の中に入っているということで、これらが最終的に確定したということで、この段階で出させていただいたということでございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第65号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第14、議案第65号 平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第65号について御説明申し上げます。

歳出に、基金への積立金や前年度の事業費確定に伴う負担金等の精算に伴う返還金など、総額5,280万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,600万円とする平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明いたします。

○議長（子安健司君） 三宅住民課長。

○住民課長（三宅芳浩君） それでは御説明申し上げます。

平成30年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

54ページの歳出のほうをまずよろしくお願いいたします。

総務費、介護認定審査費の認定調査等費、負担金補助及び交付金でございます。これにつきましては、不破郡2町で設置しております介護認定審査会の負担金につきまして、前年度の、これは垂井町のほうの職員でございますが、事務局職員の異動がございまして、新たな事務局職員となりましたので、その人件費額の変更により再度負担金の計算がされまして、不足となりました負担分93万7,000円を増額補正させていただくものでございます。

続きまして、基金積立金でございますが、前年度の決算に伴いまして剰余金が生じまして、また国等への償還金の額も確定しましたので、その償還金の額と今後の現計必要見込み額などを差し引きまして3,000万円を、今後の費用の不足等に備えるため、基金に積み立てるものでございます。

次に、地域支援事業費の高額介護予防サービス費、負担金補助及び交付金でございます。これにつきましては、当初予算のほうでちょっと考えてございませんでしたが、要支援の方で総合事業という事業を行っておるんですが、その総合事業の利用によりまして高額に該当することになります方が出てまいりましたので、5万円ということで補正をさせていただくものでございます。

次の諸支出金、償還金、償還金利子及び割引料でございますが、平成29年度の介護給付費県負担金及び地域支援事業、健康保険の確定及びその精算によりまして、各負担金等について返還が必要になりましたので、2,181万3,000円を補正するものでございます。この介護給付費負担金等につきましては、前年度の実績に国・県のほうで一定の伸び率を見込んで概算交付されておりますので、平成29年度実績として交付となったものでございます。

続きまして、52ページにお戻りいただきまして、歳入でございます。

これにつきましては、歳出補正額に合わせまして、まず地域支援事業費の高額介護予防サービス費の5万円につきまして、この保険料から地域支援事業繰入金までの財源で各負担割合となっておりますので、この負担割合を計上させていただくものでございます。

また、介護認定審査会負担金としまして、その他一般会計繰入金93万7,000円、そして負担金等の返還及び基金積立金のための前年度繰越金5,181万3,000円をそれぞれ補正させていただ

くものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第66号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第15、議案第66号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第66号について御説明申し上げます。

歳出に、職員の育児休業取得に伴う人件費及び公共ますの設置工事費など179万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,522万6,000円とする平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） それでは、議案第66号 平成30年度関ヶ原町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の詳細の説明をさせていただきます。

議案の61ページをお願いいたします。

歳出、公共下水道費、公共下水道施設管理費の給料194万円、手当36万8,000円、共済費のうちの35万円、こちらの減額につきましては、先ほどお話がありましたように、10月から半年間、職員1名が育児休暇を取得するための減額となります。

また、賃金の82万1,000円、共済費の社会保険料13万6,000円の増につきましては、この間の補充の臨時職員1名分の賃金等となります。

その下の公共下水道建設費、工事請負費350万円の増ですが、こちらは5件の新規公共ますの設置申請による補正となっております。

また、これらの支出の増減に伴い、歳入の他会計繰入金金が170万1,000円の減、繰越金が20万円の増、下水道事業債が330万円の増につきまして、あわせて計上させていただいております。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第67号について（提案説明・質疑）

○議長（子安健司君） 日程第16、議案第67号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第67号について御説明申し上げます。

収益的支出では、修繕費等で162万8,000円を増額し、また資本的支出におきましては、今須中町浄水場の取水ポンプ取りかえに伴う工事費177万2,000円を増額する平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）を定めたいので、本案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 岩田水道環境課長。

○水道環境課長（岩田英明君） それでは、議案第67号 平成30年度関ヶ原町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

議案書の64ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の支出、水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費の修繕費150万円でございます。内訳としまして、藤古川浄水場の高速凝集沈殿装置の攪拌機の修繕、平井浄水場の前処理ろ過機電磁弁の修繕、同じく平井の井戸の空気弁等の修繕などによる通常修繕費が150万円必要となりますので、その増額となっております。

また、資産減耗費の12万8,000円でございますが、こちらは今須中町浄水場の取水ポンプ2台の取りかえが必要となり、その除却費となります。

続きまして、資本的収入及び支出の支出、建設改良費、原水及び浄水施設建設改良費の工事請負費177万2,000円でございます。こちらにつきましては、先ほどちょっとお話しましたが、今須中町浄水場の取水ポンプ2台が故障いたしました。そのための交換が必要になった予算でございます。

当初は1台の予定でしたが、もう一台につきましても、同じように古い状態でありまして、作動状態も芳しくなく、いつふぐあいを起こすかもしれない状態であったので、今回、2台あわせて交換をさせていただきたく、計上させていただきます。

ちなみに、設置の年度は平成2年度と平成5年度に設置をしたポンプでございます。ちなみに耐用年数は15年となっておりますので、一応耐用年数はオーバーした状態となっておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（子安健司君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第17 報告第4号について（提案説明・質疑）

日程第18 議案第68号から日程第27 議案第77号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（子安健司君） 日程第17、報告第4号 平成29年度関ヶ原町の健全化判断比例及び資金不足比率の報告についてから日程第27、議案第77号 平成29年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） ただいま一括上程されました報告第4号及び議案第68号から議案第77号の決算関連につきまして、御説明を申し上げます。

このことにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政の健全化判断比率と資金不足比率の報告及び地方自治法第233条第3項の規定による平成29年度一般会計及び各特別会計決算、並びに地方公営企業法第30条第4項の規定により企業会計決算を監査委員の審査意見を付して議会の承認を求めるものでございます。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、主要事業の成果につきましては、お手元に配付の平成29年度主要施策の成果及び決算分析表をもって説明とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず最初に、報告第4号の健全化判断比例及び資金不足比率の報告であります。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましてはカウントされませんでした。実質公債費比率は13.3%、将来負担比率は76.7%となり、資金不足比率につきましては各会計ともカウントはされませんでした。

次に、議案第68号から議案第77号の決算認定についてであります。

平成29年度の一般会計の決算規模は、歳入39億440万1,000円、歳出36億8,461万4,000円となったところであります。これを平成28年度と比較いたしますと、歳入は3億5,428万8,000円の減、歳出も3億2,752万9,000円の減となりましたが、内容的には、地方創生加速化交付金活用事業の終了に伴う物件費の減や、病院の診療所化に伴う補助費等、投資及び出資金の減、共通史跡案内サイン設置事業の事業量減少に伴う普通建設事業費の減等によるものであります。実質収支といたしましては、2億1,482万7,000円の黒字決算となったところであります。

性質的に見ますと、人件費、公債費、災害復旧事業費、繰出金が増加し、扶助費、普通建設事業費、物件費、補助費等、投資・出資・貸付金等が減少するという結果となりました。

今後の地方財政は、少子・高齢化に伴う社会保障関連経費の自然増への対処に加え、公共施設の老朽化対策、あらゆる分野で深刻化しつつある人材不足への対応など、さまざまな課題への対応が必要であるなど、依然厳しい状況が続くと思われ、一層の行財政の簡素効率化、経常

経費の節減・合理化を図るとともに、事業の重要性・緊急性に配慮しながら健全財政を維持するため、一層の努力が必要であると思っておりますので、引き続き御理解賜りますようお願いいたします。

次に、8つの特別会計におきましては、歳入総額が40億3,775万円、歳出総額37億2,607万8,000円となり、平成28年度と比較して、歳入は12億6,083万2,000円、歳出で11億8,816万1,000円の増額となりました。医療給付費の減等により国民健康保険特別会計の事業勘定が減となりましたが、病院の診療所化に伴い、新たに国民健康保険特別会計（直診勘定）を設置したことにより、特別会計全体では大幅な増となっております。

また、企業会計の水道事業会計の収益的収支では、営業収益1億6,117万6,000円に対して営業費用は1億8,408万7,000円となり、営業損失は2,291万1,000円となりました。対して営業外収支は649万8,000円の黒字でしたが、給水収益の減少と施設の老朽化や突発的な設備の故障等による修繕費の増加により、平成29年度純損失は1,651万7,000円となりました。資本的支出といたしましては、安定的な供給対策のため、建設改良費として、平井5号水源井設置工事、平井5号の水源井電気設備設置工事など8,573万5,000円を要したところであります。

以上をもちまして、一括上程されました平成29年度の各会計決算の提案説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、認定いただきますようお願いいたします。

なお、一般会計の平成29年度財政状況の概要につきましては、この後、企画政策課長から説明をいたさせます。

○議長（子安健司君） 吉田企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） それでは、平成29年度一般会計の財政状況の概要について御説明をさせていただきます。

最初に、議案書の68ページをお願いいたします。

報告第4号 平成29年度関ヶ原町の健全化判断比例及び資金不足比率の報告についてでございますが、健全化判断比率の数値内、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質赤字額がないため、カウントはされませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、昨年より0.4ポイント上がって13.3%となっております。

将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ではありますが、将来負担比率につきましては、昨年より14.3%上がって76.7%となっております。

資金不足比率につきましては、公営企業、各会計とも資金不足が発生しておりませんので、カウントはされませんでした。

次に、平成29年度の決算について御説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料の平成29年度主要施策の成果及び決算分析表の12ページをよ

ろしくお願いいたします。

この表は決算状況の推移でございます。一番右の平成29年度の欄をごらんいただきたいと思います。

歳入総額は39億440万1,000円で、歳出総額36億8,461万4,000円となっており、実質収支額は2億1,482万7,000円となりました。実質収支額を前年度と比較をしますと1,325万1,000円減少し、実質単年度収支は、基金の取り崩しを行いませんでしたので、312万4,000円のマイナスとなっております。

地方公共団体の経常一般財源の規模を示す標準財政規模は、前年より減となり、28億554万円となりました。

基金につきましては、財政調整基金は3億2,762万1,000円、減債基金は4億2,797万4,000円となっており、その他特定目的基金を含め、基金の総額は13億9,388万5,000円となっております。

また、13ページの地方債の現在高は、一般会計では40億5,185万1,000円となったところでございます。

次に、15ページの財政指数の推移であります、表の右から2列目に平成29年度の指数が示されております。

まず財政力指数であります、3年平均の指数は0.506と年々指数が下がっております。

実質収支比率は、標準財政規模と実質収支額の割合であります、7.7と0.4ポイント下がりました。

次に、経常収支比率であります、財政構造の弾力性を示すもので、低いほどよいわけですが、84.9と前年より2.7ポイント低くなりました。

次に、公債費関係の指数は低いほどよいわけですが、公債費負担比率は10.6と0.7ポイント高くなりました。

また、財調比率は高いほどよいわけですが、0.5ポイント上がって11.7となっております。

そのほかの決算状況の概要につきましては、10ページ、11ページにつきましては文章で、12ページ以降は表であらわし、16ページ以降はそれぞれの目的に沿って分類をし、各年の推移をあらわしておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上、簡単でございますが、財政状況の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（子安健司君）　ここで、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員　室義光君。

○監査委員（室　義光君）　では、御指名を受けましたので、決算の監査結果について報告させていただきます。

平成29年度一般会計、特別会計及び水道事業会計並びに基金運用状況の審査につきましては、8月9日に、それぞれの関係職員同席のもと、水野代表監査委員とともに、歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等を関係諸帳簿と照合しまして審査を行いました。

審査の結果につきましては、各会計とも関係諸帳簿及び証拠書類と符合し、正確であったことを認め、かつ予算の執行状況につきましても適正であることを認めましたので、ここで報告させていただきます。

以上、簡単ではありますが、決算監査の報告とさせていただきます。以上です。

○議長（子安健司君） これより報告第4号 平成29年度関ヶ原町の健全化判断比例及び資金不足比率の報告についての質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 実質公債費比率が0.4ポイント増ということで、これの何か原因みたいなのはわかりますでしょうか。

○議長（子安健司君） 吉田企画政策課長。

○監理官兼企画政策課長（吉田和司君） 大きな要因としましては、診療所の起債の償還は全て繰出金で賄うということになっておりますので、その関係で上がったということでございます。

○議長（子安健司君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これをもって報告第4号の報告を終わります。

ここでお諮りいたします。日程第18、議案第68号から日程第27、議案第77号までにつきましては、例年どおり構成された決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することにしたと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第68号から議案第77号までにつきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、委員会に付託して審査することに決しました。

なお、一般会計、特別会計、企業会計とも会期中の審査とし、最終日に採決としたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここでお諮りいたします。議案第68号 平成29年度関ヶ原町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第77号 平成29年度関ヶ原町水道事業会計決算の認定については、各決算審査特別委員会に審査を付託することに決しましたので、質疑は省略したいと思いますので、こ

れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑は省略することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○議長（子安健司君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時25分

○議長（子安健司君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に楠達男君、副委員長に谷口輝男君が選任されましたので、御報告をいたします。

なお、決算審査の日時は、9月10日月曜日が午前10時から、及び9月11日火曜日は午前9時から開催されることに決められましたので、御報告をいたします。

日程第28 請願第1号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（子安健司君） 日程第28、請願第1号 政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願書についてを議題とします。

紹介議員に請願の趣旨説明を求めます。

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） それでは、紹介議員を代表いたしまして、趣旨説明をさせていただきます。

核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書提出に関する請願書ということで、昨年7月に国連で核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2の賛成多数で成立をいたしました。これは批准国が50カ国に達してから90日後に発効をいたします。現在、その条約を各国が持ち帰って話

し合いをし、14カ国が批准しておりまして、今後も批准する国がふえるものと思われます。

この核兵器の全面禁止が国際上違反となると、こうした画期的な動きになったのは、ノーベル平和賞を受賞した I C A N もそうですけれども、一番大きな功労者は日本の被爆者の方々、並々ならぬ運動があったからだと思います。この被爆者の会の岐朋会ですね、請願者の岐朋会というところも、毎年各地で原爆展を開かれ、またニューヨークにも行って現地の子供たちに実態を伝えてられました。この条約にいろいろ理由をつけて背を向けている日本政府に対して、しっかりと関ヶ原町議会として意見を上げてほしいというのが被爆者の皆さんの願いだと思います。

ことし6月には米朝首脳会談が開かれ、その中で朝鮮半島の非核化で合意するという歴史的場面がございました。日本がこの条約を批准するならば、この朝鮮半島の非核化を後押しすることにもなると確信しています。

ぜひともこの請願の趣旨を御理解いただき、採択されますようよろしくお願いいたします。
以上です。

○議長（子安健司君） ただいまの趣旨説明に対し、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。請願第1号は、会議規則第91条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第1号は、総務民生常任委員会に付託の上、審査することに決しました。

散会の宣告

○議長（子安健司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あす8日から19日までの12日間は議案調査等のため休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、あす8日から19日までの12日間は休会することに決しました。
来る9月20日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。
なお、一般質問の締め切りは12日の午後5時までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散会 午前11時28分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長 子 安 健 司

会議録署名議員 川 瀬 方 彦

会議録署名議員 谷 口 輝 男